

小規模事業者持続化補助金(第8回)申請のご案内

小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。

対象事業者 法人・個人事業主で、常時使用する従業員数が右表にあてはまる方

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

補助対象 チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

※ウェブサイト関連費のみの補助金申請はできません。※ウェブサイト関連費は、補助交付申請額の1/4を上限とします。

補助率・補助上限額 上限50~200万円 3分の2以内(賃金引上げ枠のうち赤字事業者は4分の3以内)

類型	通常枠	特別枠				インボイス枠
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3 ※赤字事業者は3/4	2/3			
補助上限	50万円	200万円				100万円
追加申請要件	-	事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上(すでに達成している場合は、事業場内最低賃金+30円以上)とした事業者	常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者	将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として、「アトッギ甲子園」のファイナリストになった事業者	産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者	2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者

○ 複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請の場合は、通常枠のみ申請可能です。

また、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額(50万円)×連携小規模事業者等の数」の金額(上限500万円まで)となります。

募集期間 令和4年3月29日(火) ~ 令和4年6月3日(金) 【電子申請】23:59まで受付 【郵送】当日消印有効

申請方法 Jグランツによる電子申請または郵送(持参は不可)

※公募要領や様式等、詳しくは下記ホームページをご確認ください。
<https://r3.jizokukahojokin.info/>



商工会議所では、計画作成のアドバイスは行いますが、申請・作成の代行は行いません。申請にあたっては事前に、岐阜商工会議所ホームページの申込フォームより相談予約をお願いします。(完全予約制)



■ アクセス方法 [トップページ](#) [経営支援情報](#) [小規模事業者持続化補助金](#) [申込フォーム](#)

■ 公募要領は、必要に応じて改定されることがあります。申請時には最新の公募要領をホームページにてご確認ください。